

第2回 高知県新食肉センターワーキンググループ 次 第

日時 平成30年6月20日(水) 9:00～10:00
場所 全国農業協同組合連合会高知県本部 大会議室

1 議 事

- (1) 高知県新食肉センターワーキンググループ委員の交代について
- (2) 新食肉センター整備の進め方について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

【配付資料】

- 資料1 高知県新食肉センターワーキンググループ設置要綱及び別表
- 資料2 新食肉センター整備の進め方
- 資料3 高知県新食肉センター整備推進協議会規約(案)
- 資料4 新食肉センター整備に関するスケジュール

高知県新食肉センターワーキンググループ設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 (仮称) 高知県新食肉センターの設置運営主体である新法人設立及び施設の整備の方針等を協議するため、高知県新食肉センターワーキンググループ (以下「ワーキンググループ」という) を設置する。

(委員)

第 2 条 ワーキンググループの委員は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員長及び副委員長を 1 人置き、委員長は委員の互選によって定める。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、ワーキンググループを代表し、会議の議長を務める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 4 条 ワーキンググループに、第 1 条の目的を達成するための作業部会を設置することができる。

2 委員長は、必要に応じ、作業部会へ関係者に出席を求めることができる。

(専門家等の出席等)

第 5 条 委員長は、必要に応じ、ワーキンググループへ委員以外の専門家や関係者に出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 ワーキンググループの庶務は、高知県農業振興部畜産振興課が行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長がワーキンググループに諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 2 月 2 日から施行する。

別表

高知県新食肉センターワーキンググループ 名簿

所属	職名	氏名	昨年度	ワーキンググループ	作業部会
全国農業協同組合連合会高知県本部	本部長	濱口 達也		○	
全国農業協同組合連合会高知県本部農畜産部	部長	松岡 広	今城 朗		○
全国農業協同組合連合会高知県本部農畜産部	畜産課長	臼木 秀明			○
全国農業協同組合連合会高知県本部農畜産部	畜産課	文野 征志郎			○
高知県農業協同組合中央会		-	徳弘 吉哉	-	-
高知県農業協同組合中央会	自己改革推進室次長	岩本 和孝	山之内 智史	○	○
(一社)高知県畜産会	専務理事	澤田 章史		○	○
土佐れいほく農業協同組合	組合長	西村 行雄		○	
高知県中央食肉事業協同組合	理事長	三谷 勝義		○	○
高知県農業振興部	部長	笹岡 貴文		○	
高知県農業振興部	副部長	西岡 幸生			○
高知県農業振興部	畜産振興課長	谷本 忠司			○
高知県農業振興部	畜産振興課企画監	中山 明			○
高知県農業振興部	畜産振興課長補佐	影山 孝之			事務局
高知県農業振興部	畜産振興課チーフ	渡邊 健	與名 理昇		事務局
高知県農業振興部	畜産振興課主事	古賀 直樹			事務局

1 高知県広域食肉センターの現状と新食肉センター整備に至る経緯

高知県広域食肉センターの現状

- 設置年：昭和55年設置（築38年）
- 設置者：高知県広域食肉センター事務組合
（県西部6市町村を除く28市町村で構成される一部事務組合）
- 管理者：（一社）高知県中央食肉公社
- 経営状況：▲36,609千円の赤字
（H28年度）

新食肉センター整備に至る経緯

- H28年11月14日 高知県広域食肉センターあり方検討委員会（委員長：松島貴則（高知大学農林海洋科学部講師））において、「**一部事務組合と食肉公社による運営は廃止**」と答申

県は、食肉センターは、**県全体の畜産振興、さらには食肉の安全な供給という観点から、極めて重要な役割を担う「公共財」であり、必要不可欠な施設**であるという立場から、高知県新食肉センター整備検討会（委員長：飯國芳明（高知大学教授））を立ち上げ、検討を開始

- H30年2月2日 高知県新食肉センター整備検討会において、**新食肉センターの整備、運営会社の設立、施設整備等の基本的な方向性（「新食肉センター整備の基本方針への意見」）**を了承

2 新食肉センター整備の基本方針への意見（概要）

1 基本的な考え方

- 食肉センターは、生産の拡大や食肉加工による畜産物の高付加価値化、地産外商の強化や県民の安全・安心な食肉の供給といったいわゆる**川上、川中、川下の取り組みを好循環させ、拡大再生産につなげていく重要な役割**
- 極めて重要な役割を担う公共財であり、県内に存続し、産地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設

3 整備の場所

- 現施設を稼働しながら、**現地の空いたスペースに整備**することで、と畜事業を停滞させることなく新食肉センターに移行することが望ましい。

4 運営の体制

- **県及びJA等が出資し、新会社を設立**する。市町村は出資を行わない。運営は、JA等が中心となって担う。
- 経営の基本的な考え方については、新会社の経営判断が尊重される。経営に伴うリスクは、天災や伝染病発生などの不可抗力によるものを除き、県及び市町村は負担しない。
- 純利益は積み立てを行い、万が一損失を生じた場合には、積立金の取り崩しにより対応する。積立金や自己資本金で対応できない場合は、JAグループの系統金融機関等が運転資金を融通する。

2 施設の規模と機能

- 生産の見通しは、土佐あかうし、黒牛ともに、農家戸数は減少するが、後継者を確保しながら増頭の意向があるため、飼養頭数は今後増加する見通し。
- 新食肉センターのと畜頭数規模は、**処理頭数33頭/日・3,168頭/年**とし、**牛メインのセンター**とする。
- 新食肉センターでは、**と畜に加え、「セリ」、「部分肉加工」、「卸売」まで一気通貫で行うことで、バリューチェーン全体の利益を拡大**させ、利益を取り込む計画
- 従来のと畜事業に加え、廃用牛の集荷等の新規事業、豚肉卸売等の民間から取り込む事業から、固定資産税等の新たな負担を差し引いても**初年度から黒字化の計画**

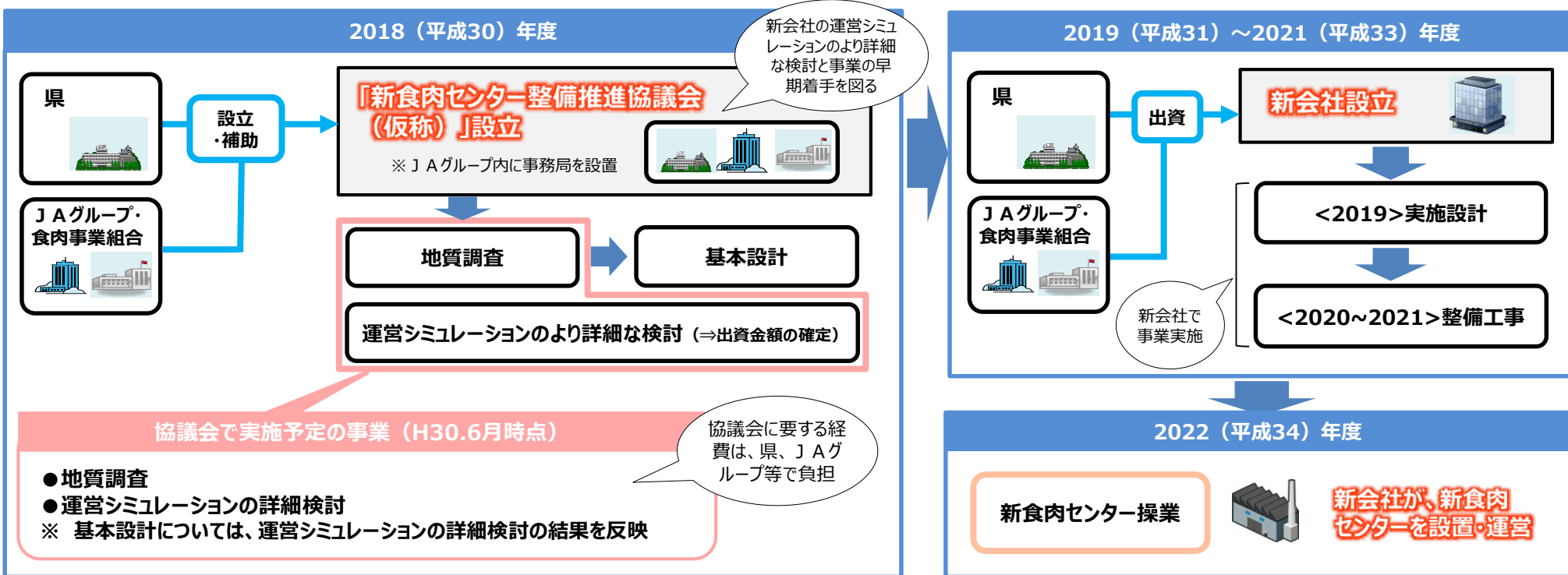
5 施設整備費の負担

- 施設は、HACCP対応で将来の輸出も見込んだ施設とする。
- **と畜部分は県及び市町村が、新会社に対する補助金という形で負担**し、と畜以外の部分肉加工などの部分をJA等が負担することとし、老朽更新経費は、更新時に協議する。

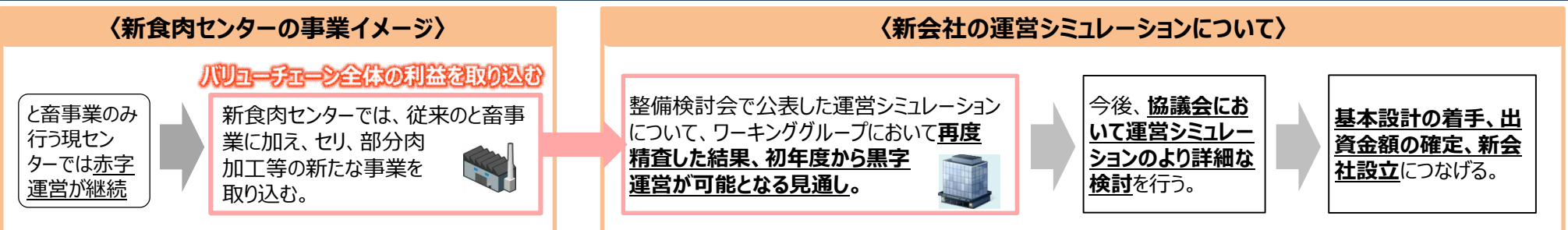
新食肉センター整備の進め方（新食肉センター整備に向けた協議会の設立及び事業の推進）

1 新食肉センター整備の進め方について（案）

- 新食肉センターの整備は、現センターの老朽化やと畜頭数の減少に伴う運営赤字の課題があるため、**可能な限り早期に着手する必要がある**。
- 新食肉センターを設置・運営する新会社の運営シミュレーションのより詳細な検討と、事業の早期着手を可能とするため「**新食肉センター整備推進協議会(仮称)**」を**立ち上げ、同協議会において、地質調査等を実施**する。



2 新食肉センターの事業イメージと新会社の運営シミュレーションについて



高知県新食肉センター整備推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、高知県新食肉センター整備推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を全国農業協同組合連合会農畜産部畜産課に置く。

（目的）

第3条 協議会は、高知県新食肉センターの整備を円滑に進めることを目的とする。

（事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）高知県新食肉センターの整備に関する事業
- （2）高知県新食肉センターの設置・運営を行う株式会社の設立に関する事業
- （3）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するため必要な事業

（組織）

第5条 協議会は、高知県新食肉センターの運営に関わる機関の代表者等（以下のとおり）で構成する。

全国農業協同組合連合会高知県本部長
高知県農業協同組合中央会 自己改革推進室次長
高知はた農業協同組合 常務
一般社団法人 高知県畜産会 専務理事
高知県中央食肉事業協同組合 理事長高知県 農業振興部長

（役員）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）監事 2名

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 会長は、必要と認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（役員任期）

第7条 役員任期は協議会の解散までとする。ただし、特別な理由がある

ときは、この限りでない。

- 2 任期中に役員が交代した場合は、交代した役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまで在任する。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名した者が議長となる。

- 2 委員が総会に出席できない場合は、その者が指名した者を代理出席させることができるものとする。
- 3 総会は、委員又は委員が指名した者（以下「委員等」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 総会は、次の事項について審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の制定及び改廃
 - (4) 役員の改選
 - (5) その他会長が認める事項
- 5 総会の議決は、議長を除き出席委員等の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会)

第9条 役員会は、必要の都度これを開催し、事業計画の立案及び事業の実施にあたる。

(専決処分)

- 第10条 会長は、第8条に基づく総会を招集するいとまがない場合、または軽微な議決事項については、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長はこれを次の総会で報告するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、全国農業協同組合高知県本部農畜産部畜産課で運営する。ただし、通帳管理と会計処理については事務局の指示のもと一般社団法人 高知県畜産会で行う。
- 3 事務局長は全国農業協同組合高知県本部農畜産部長を、また事務局次長は同畜産課長をもって充てる。

(雑則)

第12条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、平成30年7月●日から施行する。

新食肉センター整備に関するスケジュール

資料4

